

ときわ苑介護予防訪問介護ステーション

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(事業所番号 第4772900017号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 憲 寿 会
- (2) 代表者氏名 理事長 金 城 憲 保
- (5) 設立年月 平成5年8月25日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防訪問介護事業所・平成18年4月1日沖縄県指令福第974号
- (2) 事業の目的 指定介護予防訪問介護事業の実施
- (3) 事業所の名称 ときわ苑訪問介護ステーション
- (4) 事業所の所在地 沖縄県島尻郡八重瀬町字当銘378番地1
- (5) 電話番号 098-998-8899
- (6) 事業所長 管理者 金城 武
- (7) 開設年月 平成18年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 八重瀬町・那覇市・豊見城市・南城市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休(天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除く)
受付時間	月～金 8:30～17:30
サービス提供時間帯	年中無休 7:00～20:00

4. 職員の体制 当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防訪問介護サービス及び指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1		1	1名	職員・業務の管理
2. サービス提供責任者	1		1	1名	サービス提供に関すること
3. 訪問介護員	1	8	1	1. 5名	訪問介護業務
(1) 介護福祉士	1	3			
(2) 1級ヘルパー課程修了者					
(3) 2級ヘルパー課程修了者		5			
(4) 3級ヘルパー課程修了者					

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、以下のとおりとなっています。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
 - (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要と利用料金>

- 身体介護……入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
 - 生活援助……調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援を行います。
 - ※上記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

☆サービスの実施頻度は、介護予防サービス計画(ケアプラン)において、以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、介護予防訪問介護計画において具体的な実施日、1回当たりの時間数や実施内容等を定めます。

支 給 区 分	1週間あたりのサービス提供回数
I	おおむね1回
II	おおむね2回
III	おおむね3回以上

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、介護予防サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた介護予防訪問介護計画に定められます。ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆ご契約者の常態の変化等により、サービス提供量が、介護予防訪問介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

① 身体介護

- 入浴介助…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
- 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 体位変換…体位の変換を行います。

② 生活援助

☆介護予防訪問介護サービスは、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。

☆そのため、下記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

- 調理…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- 洗濯…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
- 掃除…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- 買物…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。（預金・貯金の引出し等は行いません。）

<サービス利用料金>（契約書第8条参照）

☆利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置付けられた支給区分によって次のとおりとなります。

☆契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

支給区分	訪問型独自サービスⅠ 週1回 268単位	訪問型独自サービスⅡ 週2回 272単位	訪問型独自サービスⅢ 週3回 287単位
1. 利用料金(月額)	月4回 1176単位	月8回 2349単位	月12回 3727単位

処遇改善加算(Ⅱ)	2.4%
-----------	------

● 初回加算 ⇒ 200円/月

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

☆月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- 一 月途中に要介護から要支援に変更となった場合
- 二 月途中に要支援から要介護に変更となった場合
- 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

☆月途中で要支援度に変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

☆ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第8条参照) *

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超える介護予防訪問介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金全額がご契約者の負担となります。

(3) 交通費(契約書第8条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法(契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求します。

ア. 直接、訪問介護員が徴収いたします。

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、農協、郵便局

(5) 利用の中止、変更、追加(契約書第9条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により訪問介護サービスの利用を中止又は変更、新たなサービ

スの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合（派遣予定の訪問介護員の体調不良等により、サービス提供責任者から代替要員の訪問介護員へ確認連絡を取り）により訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者依頼することはできません。

②介護予防訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) 訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受

③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 苦情の受付 : 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）サービス提供責任者 仲村 春美

○受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：30 電話番号：998－8899

(2) 行政機関その他苦情受付機関

八重瀬町役場 介護保険担当課	所在地 八重瀬町字具志頭659番地 電話番号 998-9598 受付時間 9:00～17:00
沖縄県介護保険広域連合	所在地 北谷町北谷2丁目6番2 電話番号 921-7803 FAX921-7806 受付時間 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 那覇市西3-14-18 電話番号 867-6758 受付時間 9:00～17:00
沖縄県社会福祉協議会	所在地 那覇市首里石嶺4-373-1 電話番号 887-2101 受付時間 9:00～17:00
八重瀬町社会福祉協議会	所在地 八重瀬町字東風平1318-1 電話番号 998-4000 受付時間 9:00～17:00
八重瀬町地域包括支援センター	所在地 八重瀬町字具志頭659番地 電話番号 835-7247 受付時間 9:00～17:00

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ときわ苑訪問介護ステーション

説明者職名 _____ 印

私は、指定介護予防訪問介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所

氏 名 _____ 印

私は、指定介護予防訪問介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、同意しました。

同席者住所

氏 名 _____ 印

利用者との続柄 ()

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、平成24年4月1日改正により、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。